

I 利用にあたって

〔I〕調査の概要

漁業センサスは、5年ごとに実施する農林水産省所管の基幹統計調査として、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

今回のセンサスは、昭和24年3月に第1回目を実施して以来、13回目となるが（昭和33年は「沿岸漁業臨時調査」、沖縄県においては、本土復帰後昭和48年11月1日に実施した第5次漁業センサスが第1回目にあたり、今回の2013年漁業センサスが9回目となる。

1. 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

2. 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省 地域センター等 調査員	
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地域センター等 調査員	自計申告調査又は オンライン調査
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省 地域センター等 調査員	自計申告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産 加工場調査		

3. 調査の期日

平成25年11月1日

4. 調査対象

海面漁業調査（漁業経営体調査） 40市町村（非沿海町の南風原町を除く）

5. 調査の系統

農林水産省 ←→ 都道府県 ←→ 市町村 ←→ 調査員

〔Ⅱ〕 主な用語の説明

1. 漁業

水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2. 海面漁業

海面において営む漁業をいう。

3. 過去1年間

平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間

4. 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

5. 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、専用船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

6. 漁業層

(1) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

(2) 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

(3)大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

7. 主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

8. 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

9. 動力船

推進機関を船体に固定した漁船のことをいう。

10. 船外機付船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）をつけた漁船。

11. 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

(1)個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

(2)団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

ア. 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社を含む。

イ. 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

ウ. 漁業生産組合

水産業共同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

エ. 共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

オ. その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

12. 経営体の専兼業分類

(1) 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

(2) 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

(3) 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

13. 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

14. 漁業就業者

(1) 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

〔Ⅲ〕 利用上の注意

1. 数値及び記号の表示

(1) 数値

ア. この調査結果概要の数値は確定値である。

イ. 数値の単位未満は、四捨五入することを原則としている。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」又は「0.0」は表章単位上に満たないもの

「-」は事実のないもの

「…」は事実不詳又は調査を欠くもの

「△」は負数又は減少したもの

2. その他

(1) 海面漁業調査のうちの漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査は地方農政局（沖縄県においては沖縄総合事務局農林水産部）で調査を実施したため、本報告書には収録していない。

(2) 本報告書の統計表は、2013年漁業センサス海面漁業調査の集計結果表から一部抜粋して収録したものである。

この調査結果概要についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県企画部統計課

消費農林統計班

TEL 098-866-2050

FAX 098-866-2056